

和歌山大学システム工学部同窓会会則

制 定 平成 12 年 4 月 1 日
最終改正 令和 2 年 2 月 29 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「システム工学部同窓会」と称し、事務所は、和歌山大学システム工学部内(和歌山市栄谷 930 番地)に置く。なお、愛称名を「@sys」とする。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ、母校と会員との関係を緊密にし、その隆盛と発展を助け、あわせて社会文化の向上と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校に協力し、教育研究の助成、奨励に努めること
- (2) 会員の啓発のため、講演会、懇談会等を開催し、相互交流を活発にすること
- (3) その他、本会が必要と認めた事業

第 2 章 会員

(構成)

第 4 条 本会は、次に掲げる会員をもって組織し、別に「会友」を置く。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員

2 「会友」は、和歌山大学システム工学部および和歌山大学大学院システム工学研究科に在籍する者とする。

(正会員)

第 5 条 正会員は、次に掲げる者で、所定の会費を支払った者とする。

- (1) 和歌山大学システム工学部の卒業生
- (2) 和歌山大学大学院システム工学研究科の修了者及び単位取得退学者
- (3) 和歌山大学システム工学部および和歌山大学大学院システム工学研究科の中途退学者で、理事会が認めた者

(特別会員)

第 6 条 特別会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 和歌山大学システム工学部の教職員
- (2) 理事会が特別会員と認めた者

(名誉会員)

第 7 条 本会に特別な貢献があった者で、理事会が認めた者とする。

第 3 章 役員

(役員)

第 8 条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長は、1 名とし、常任理事の中から互選とする。
- (2) 副会長は、4 名以内とし、常任理事の中から互選とする。
- (3) 常任理事は、理事の中から 10 名以内を理事会で改選する。
- (4) 理事は、正会員の中から 3 名以上 30 名以内を理事会で改選する。
- (5) 顧問は、和歌山大学システム工学部長および本会に特別な功労があった者で、理事会が認めた者とする。

(任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

第 10 条 欠員補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第 12 条 副会長は、会長を補佐し、会長の業務を代行することができる。

第 4 章 役員会

(理事会)

第 13 条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事および顧問とする。

2 理事会の議長は、原則会長とする、ただし会長不在の場合は、理事会の構成員から選出することができる。

3 理事会が特に認めた者を第 1 項の構成員に加えることができる。

第 14 条 理事会の開催は、年 1 回とする。ただし、臨時に開催することができる。

(審議事項)

第 15 条 理事会において、審議する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の変更
- (3) 予算の承認
- (4) 決算の承認
- (5) 和歌山大学同窓会の常任理事および理事等役員の選出
- (6) その他重要事項の承認

第 16 条 理事会の招集は会議の目的、期日、場所、議案等を適当な方法をもって事前に役員に通知する。

第 17 条 議事は、出席常任理事および顧問の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、会則の改正は出席常任理事及び顧問の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

(臨時理事会召集請求権)

第 18 条 理事は臨時理事会の招集を請求することができる。

(常任理事会)

第 19 条 常任理事をもって組織し、重要事項について審議し、議決する。必要の都度開催する。ただし、第 15 条(4)の審議事項については決定できない。また、会則の改正は、出席常任理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 会計

(経理)

第 20 条 本会の経費は、入会金、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

(入会金)

第 21 条 本会の入会金は、12,000 円とし、会友となったとき(入学時)に、これを納付するものとする。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第6章 補則

第23条 この会則についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この会則は、本会発足後、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成23年6月4日に一部改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年6月4日に一部改正し、平成27年10月3日から施行する。
- 4 この会則は、令和2年2月29日に一部改正し、令和2年2月29日から施行する。